

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年8月25日 15時30分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市坊勢島北北西方沖 坊勢港長井4号防波堤灯台から真方位308° 820m付近 (概位 北緯34° 39.8′ 東経134° 30.6′)
事故の概要	貨物船兼砂利運搬船第十文章丸及び砂利採取運搬船第六幸徳丸は、共に錨泊中、第十文章丸が走錨して両船が衝突した。 第十文章丸は、右舷船尾外板の凹損等を生じ、また、第六幸徳丸は、左舷船首ブルワーク等に曲損を生じた。
事故調査の経過	平成27年10月5日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船兼砂利運搬船 第十文章丸、497トン 134204、やまは工業株式会社 B 砂利採取運搬船 第六幸徳丸、480トン 129097、前田海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾外板に凹損及び右舷船尾手すりに曲損 B 左舷船首ブルワーク及び右舷船首ブルワークに曲損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南東、平均風速 約16.3m/s、最大瞬間風速 約24.4m/s 海象：波高 約2～3m、波向 南南東、潮汐 上げ潮の中央期 台風第15号は、8月25日06時過ぎに熊本県荒尾市に上陸して日本海へ抜けた後、21時ごろ隠岐諸島の北西の海上で温帯低気圧に変わった。 本事故当時、兵庫県姫路市に強風注意報、波浪注意報等が発表されていた。
事故の経過	A船は、空倉で、水深約20mの錨地に投錨し、錨鎖を5～6節伸出して単錨泊中、走錨してB船に衝突した。 船長Aは、走錨することはないと思い、他の乗組員全員と共に上陸していた。 B船は、荒天避難のため、左舷錨及び右舷錨を投下し、錨鎖を各舷5～6節伸出して双錨泊中、船首方から接近するA船を認めた。 船長Bは、A船に連絡したものの応答がなく、B船の近くに他の砂

	<p>利運搬船が錨泊していたことから、A船を避ける動作をとることができなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、台風が接近する状況下、船長Aが、走錨することはないと思いき、A船を無人として上陸したことから、A船が、走錨していることに気付かなかったものと考えられる。</p> <p>A船は、風勢が増した際、係駐力を超える外力が作用して走錨したものと考えられる。</p> <p>B船は、台風が接近する状況下で双錨泊中、走錨したA船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、台風が接近する状況下、A船の船長Aが、A船を無人として上陸したため、A船が走錨していることに気付かず、錨泊中のB船に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 荒天が予想される場合は、船舶の安全を確保する必要があるため、船舶を無人にしないこと。